

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○スポーツ審議会運営規則（平成二十七年十二月二十四日スポーツ審議会決定）（抄）

（利益相反）

第七条 会長及び委員等は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十一条第二項及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十五条の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族又は自己の関係する法人若しくは団体等に関する案件については、審議に参加することができない。